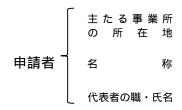
誓約 書

令和 年 月 日

長崎県知事 様



令和 年 月 日付けで行った生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 16 条 第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- 4 生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。)第 21 条第 1 号ホ(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。
- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、口に掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する 労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法(昭 和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること(則第21条第3号関係)。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るもの を除く。)が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること(則第21条第4号関係)。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン(平成 30 年 10 月 1 日付け社援発 1001 第 2 号。厚生労働省社会・援護局長通知)」を遵守すること。